

諮問事件第45号

「平成〇〇年〇〇月、開示請求で来校の要請を受け行った時、私が拒否しても録音機により録音した手続の双方の確認事項。」の個人情報不存在決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

群馬県知事が行った決定は、群馬県個人情報保護条例の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成28年8月5日付けで、「平成〇〇年〇〇月、開示請求で来校の要請を受け行った時、私が拒否しても録音機により録音した手続きの双方の確認事項。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年8月26日に、本件請求に係る個人情報を保有していないことを確認し、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

録音機器の誤操作による未録音

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成28年8月28日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成28年9月30日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成28年10月8日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成29年1月31日、本件審査請求事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点（本件請求に係る個人情報の不存決定について）

本件請求に係る個人情報を不存とした実施機関の決定は、妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇産業技術専門校を訪れた際、請求人が拒否するのに録音機により録音されたので開示を求めたが、録音機の誤操作による未録音との嘘の理由で非開示とされた。
- (2) 不当に録音された内容の開示を求める。
- (3) 職員らは録音機をテーブルの上に置いており、録音ボタンが作動しているランプは確認している。
- (4) 終了時、職員は録音ボタンを停止ボタンに切り替え、再生し、確認していた。
- (5) 本件の開示請求を行った際に不存であることを知らされず、開示方法はカセットテープでも良いのかと聞かれた。
- (6) 自分達の都合の悪いものは隠す行為であり、事務的に事がすまされ、納得できない。

2 実施機関の主張要旨

(1) 弁明書における主張

ア 本件請求に係る個人情報の特定について

審査請求人が平成〇〇年〇〇月に来校した際に、録音機により録音した電磁的記録に含まれる個人情報と特定した。

イ 本件請求に係る個人情報が存在しない理由について

(ア) 請求人が来校した際、開示請求手続きの正確を期すため会話を録音することとした。録音機を用意し録音ボタンを押してテーブルの上に置き、請求人にその旨を説明した。請求人が退校後に停止ボタンを押して録音を終了した。

(イ) 録音機の記録フォルダを確認したところ、録音されていないことに気付いた。最初に録音ボタンの押し方が不十分であったか、録音ボタンとは別のボタン（停止ボタン等）を誤って押したものと思われる。電池残量は十分であった。

(2) 口頭説明における主張

ア 実施機関では、来校者への対応に際して、通常は録音をしていない。請求人への対応に際しては、個別の事情を踏まえ、実施機関の任意の判断で面談の際に録音することとした。

イ 当日対応した職員は、それまで、他の職務で録音機を使ったことがなく、操作に慣れていなかった。

ウ 面談を始めるに際し、請求人から録音することの同意を得ようとしたが、

なかなか同意が得られず、同意を得るためのやり取りを繰り返して精神的に緊張した状態が続き、平常心を失っていた。

エ 対応した職員は、録音機の電源を入れて、文字が表示されたことは確認した。その後、録音ボタンを押した記憶はあるが、録音中の状態を示すランプが点灯していたかどうかは確認していない。

オ 電源を入れると赤いランプが点滅するので、請求人はそれを見て録音が始められたと判断したのではないか。

カ 会話の終了後に停止ボタンを押したが、その場では内容を確認していない。

キ 本件請求が行われた際には録音できていなかったことが分かっていたが、慎重に対応したいと思い、録音されていないことは伝えずに請求書を受領した。

ク 後日、録音機のテストを行ったところ、故障しておらず、録音することが可能であることが確認された。

ケ 会話の内容は実施機関にとって不都合な内容ではなく、記録が存在していれば開示するものである。

第5 審議会の判断

1 争点（本件請求に係る個人情報の不存決定について）

本件請求に係る個人情報が、請求人が〇〇産業技術専門校に来校した際に、対応した職員が録音した電磁的記録に含まれる個人情報であることについて、双方に争いはない。請求人は、本件請求に係る個人情報は作成されたが、実施機関が故意に隠している旨を主張している。一方、実施機関は、録音機器の誤操作によって、そもそも本件請求に係る個人情報は作成されていない旨を主張している。したがって、以下、本件請求に係る個人情報が、作成されたのか否かを検討する。

(1) 本件請求に係る個人情報が、作成されたか否かについて

ア 実施機関では通常、来校者への対応時に録音は行っていない。しかし、本件請求に係る請求人の来校時には、対応について事後に内容の確認等の必要が生じた場合に備えて録音を行うという通常とは異なる対応を行った。

イ 対応した職員は、これまで他の業務で録音機を使ったことがなかったため、その扱いに習熟していなかったとのことである。また、請求人から録音することへの同意を求めるやりとりで、平常心を失っていたとのことである。

ウ このため、録音するための操作を行ったものの、録音ボタンの押し方が不十分であったり、録音ボタンとは別のボタンを誤って押すなどの誤操作を行った可能性があるとの実施機関の説明に不合理、不自然な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、本件請求に係る個人情報を作成していないとする実施機関の主張は妥当であると認められる。

(2) 請求人の主張について

ア 実施機関は、請求人に録音することを自ら告知してから、録音機の操作を開始した状況が認められる。請求人に告知していることからすれば、この記

録は後日、請求人にその内容を示して確認することが意図されていたものである。

イ 自ら記録を残すことを意図した実施機関が、故意に隠してまで記録を不存在とすることは通常考えられない。また、実施機関があえて録音されたデータを開示しない動機を裏付ける事情も認められない。したがって、請求人の主張は妥当であるとは認められない。

(3) 本件不存在決定の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報につき、これを保有していないとして不存在とした実施機関の決定については、妥当であると判断した。

2 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成29年 1月31日	諮問
平成29年 2月14日 (第75回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成29年 5月 9日 (第76回 審議会)	審議 (実施機関等の口頭説明)
平成30年 7月 5日	答申